平成２５年（フ）第１４１５３号
東京都北区上十条３丁目27－９－102
債務者　小林　勝男
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９４号
東京都世田谷区弦巻１丁目45―15　第二佐伯荘101
債務者　山田　貴之
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６５号
東京都世田谷区瀬田３丁目３－２－304
債務者　堀田　悦子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８５号
東京都足立区保木間２丁目６―13―304
債務者　五十嵐信貴
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０４号
東京都品川区荏原６丁目２―14―102
債務者　外山　央子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３５１号
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘
債務者　粟國　健太
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１号
長崎県佐世保市田の浦町131番地18、旧住所長崎県佐世保市三川内本町279番地１　レジデンス四季Ｂ102
債務者　宮永　知紀
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２２３０号
東京都多摩市諏訪４丁目１－４―207
債務者　藤岡　季子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２３５号
東京都世田谷区梅丘１丁目８－４―103
債務者　山口　絵美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２３６号
東京都練馬区高松６丁目32―１―107
債務者　渡邊　絵梨（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９号
東京都西東京市東町３丁目９番11号
債務者　高橋　文彦
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６３号
横浜市都筑区仲町台１丁目19番20―103号
債務者　柏倉　　淳
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９３号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目42番27号　矢島方
債務者　屋ヶ田修一
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２９号
横浜市青葉区梅が丘33番地４　ドミール梅が丘305
債務者　矢内　信弘
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３１５号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉6662番地３
破産者　小松　民夫
1　破産債権の届出期間　平成26年４月３日まで
2　一般調査期日　平成26年５月15日午前10時40分
平成26年３月13日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９１９号
広島市西区己斐上３丁目15番７号、開始決定時の住所広島市西区己斐本町１丁目16番８―301号
破産者　網川　恭章
1　破産債権の届出期間　平成26年４月16日まで
2　一般調査期日　平成26年５月12日午前10時
平成26年３月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２０号
広島市西区己斐上３丁目15番７号、開始決定時の住所広島市西区己斐本町１丁目16番８―301号
破産者　網川　裕子
1　破産債権の届出期間　平成26年４月16日まで
2　一般調査期日　平成26年５月12日午前10時
平成26年３月17日
広島地方裁判所民事第４部